

アニマルサポートネット定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、特定非営利活動法人アニマルサポートネットと称する。略称をASNとする。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を香川県丸亀市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、動物に対する市民意識の啓蒙活動やまちづくりの推進、地域ネットワークづくりなどを通じて社会教育の推進、よりよいまちづくり、環境の保全に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本会は、本会の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 特定非営利活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言または援助の活動

(事業)

第5条 本会は、本会の目的を達成するため特定非営利活動に係わる次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ①動物に対する市民意識の向上のための事業
 - ②むやみに増やさないための不妊去勢手術推進の事業
 - ③動物の里親募集並びに里子募集事業
 - ④「動物の愛護及び管理に関する法律」の啓蒙事業
 - ⑤上記の諸活動を行う団体の支援事業
 - ⑥その他本会の目的を達成するために必要な事業
- (2) 収益事業
 - ①コンサルティング事業
 - ②コーディネート事業
 - ③広告宣伝事業
 - ④物品販売事業
 - ⑤書籍出版事業
 - ⑥施設運営事業

- 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 本会の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同し、その事業を推進する個人及び団体
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同し、活動に協力する個人及び団体

(入会)

第7条 本会の会員になろうとする者は、会費を払い込むことによって会員になることができる。

(入会金及び会費)

第8条 会費の額は、別に規則において定める。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員及び賛助会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 正会員及び賛助会員は、その旨を記載した退会届を理事長に提出し、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 正会員及び賛助会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種類及び定数)

第13条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
 - (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事は、理事会で選任し、総会に報告する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事会において理事の互選により定める。
- 3 監事は、総会で選任する。
- 4 監事は、理事又は本会の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は本会を代表し、その業務を統轄する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決にもとづき、本会の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) 特定非営利活動法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前二号の規定による監査の結果、特定非営利活動法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又は特定非営利活動法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により選任された役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充

しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前二号に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事務局及び職員)

第20条 本会は、事務を処理するため事務局を設け、事務局及び必要な職員を置くことができる。

- 2 事務局長は、理事会の議決を経て理事長が委嘱し、職員は理事長が任免する。
- 3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第5章 会議

(会議の種別)

第21条 本会の会議は、総会及び理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

(会議の構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 理事会は理事をもって構成する。
- 3 監事は理事会に出席し、意見を述べることができる。

(会議の権能)

第23条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の作成並びにその変更
 - (2) 会費の額
 - (3) 理事の選任、解任、報酬、職務
 - (4) 総会に付すべき事項
 - (5) その他本会の運営に関する必要な事項
- 2 総会は、法及びこの定款に規定するもののほか、理事会が総会に付すべき事項として議決したことを議決する。

(会議の開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め召集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の2分の1以上から会議の目的である事項を示して請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から召集があったとき。

3 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事の現在数の2分の1以上から会議の目的である事項を示して請求があったとき。

(召集)

第25条 総会及び理事会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が召集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を召集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面を郵送又はファックス、E-mail、機関紙及びホームページに掲載して開催日の10日前までに発して行わなければならない。

4 理事会を招集するときは、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面又はファックス、E-mail 機関紙及びホームページに掲載して開催日の1週間前までに召集通知を発して行わなければならない。ただし、議事が緊急を要する場合において、理事長が必要を認めて召集するときは、この限りではない。

5 前条第2項第1号若しくは第2号又は第3項第2号の請求があった場合は、理事長は速やかに会議を招集しなければならない。

(議長)

第26条 総会及び理事会の議長は理事長若しくは理事長が指名した者がこれにあたる。

(定足数)

第27条 総会は、正会員の2分の1以上が出席した場合に開会する。

2 理事会は、理事の2分の1以上が出席した場合に開会する。

(議決)

第28条 総会及び理事会の議事は、出席した構成員の過半数の同意で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 総会及び理事会において、第25条第2項又は第3項の定めによりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席構成員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する構成員は、当該事項について表決権を行使することができない。

(書面表決権等)

- 第29条 総会又は理事会に出席しない構成員は、あらかじめ通知された事項について書面又は代理人をもって表決権を行使することができる。
- 2 前項の代理人は、別に規則で定める代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。
 - 3 第1項の規定により表決権を行使する構成員は、第27条及び前条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。

(書面等による議決)

- 第30条 理事長は簡易な事項又は急を要する事項については、理事が書面又はファクス、E-mailにより賛否を示すことにより、理事会の議決に換えることができる。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第31条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
 - (2) 入会金及び会費
 - (3) 寄付金品
 - (4) 財産から生じる収入
 - (5) 事業に伴う収入
 - (6) その他の収入

(事業年度)

- 第32条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

- 第33条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、毎事業年度開始前に理事会の議決を経なければならない。
- 2 事業計画及び収支予算の変更は理事会の議決を経て行う。

(事業報告及び決算)

- 第34条 本会の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、理事長が事業年度終了後に遅滞なくこれを作成し、監事の監査を経た上、当該事業年度終了後の通常総会の承認を得なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第35条 この定款は、総会において出席した正会員の過半数の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければ変更することができない。ただし、同数のときは、議長の決するところによる。

(解散)

第36条 本会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 法第43条の規定による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由により本会が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第37条 本会が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項の規定に従い、総会において出席した正会員総数の過半数の議決を経て選定された他の特定非営利活動法人又は社団法人、財団法人に譲渡するものとする。ただし、同数のときは、議長の決するところによる。

(合併)

第38条 本会が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 雑則

(公告の方法)

第39条 本会の公告は、本会の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載してこれを行う。

(実施規則)

第40条 この定款の実施に関して必要な規則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附則

1. この定款は、本会の成立の日から施行する。
2. 本会の設立当初の役員は、第14条の規定にかかわらず、次に掲げる者とする。

理事長	谷渕	陽子
副理事長	石濱	和代
理事	福丸	聖子
監事	池尻	浩子
3. 本会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第33条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
4. 本会の設立当初の事業年度は、第32条の規定にかかわらず、法人成立の日から平成15年3月31日までとする。
5. 本会の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず以下の金額とする。

①個人正会員	入会金	1,000円	年会費	1,000円
②団体正会員	入会金	1,000円	年会費	10,000円
③個人賛助会員	入会金	0円	年会費	1,000円
④団体賛助会員	入会金	1,000円	年会費	10,000円